

小売物価統計調査（構造編）について

「構造編」創設の経緯

- ◆ 物価構造については、過去、5年ごとの全国物価統計調査により把握
- ◆ 消費・流通構造の変化が加速する中で、5年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難
- ◆ 全国物価統計調査で把握してきた地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を毎年把握するための調査を「構造編」として小売物価統計調査に盛り込み、平成25年1月から実施

「構造編」の目的（「動向編」との違い）

- ◆ 「動向編」は時系列的な価格の変化を捉える動態調査として、消費者物価指数（CPI）その他物価に関する基礎資料を得ることを目的
- ◆ 「構造編」は「動向編」に加えて調査し、「動向編」の価格と併せて集計することで、供給者側の価格の形成条件などを見ることができ、横断面の価格差を捉える構造調査として、都道府県別や店舗の形態別等の物価構造を明らかにすることを目的とし、国や都道府県などの物価政策など重要な行政施策の立案、学術研究などの基礎資料を提供

「構造編」で作成する統計

- ◆ 我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、物価変動の要因を分析し、その結果を経済・金融政策等に的確に反映するためには、財・サービス価格の時系列変動を把握する物価動向と、店舗の場所や形態などの条件が財・サービス価格に与える影響を把握する物価構造の両面からの把握が必要不可欠。
- ◆ 「構造編」では物価構造を把握する統計として、以下の3つの統計を作成。
 - 1 地域別価格差（消費者物価地域差指数）
全国の物価水準を100とする消費者物価地域差指数を都道府県別に作成・公表。
 - 2 店舗形態別価格
品目ごとの店舗形態別価格（年平均）を都道府県庁所在市別に作成・公表
 - 3 銘柄別価格
品目ごとの銘柄別価格（年平均）を作成・公表

『地域別価格差調査』の概要

1. 目的

都道府県など地域別の価格差を捉える

2. 作成内容

地域別の価格差を把握するため、動向編の品目のうち、地域により価格差が見込まれる 56 品目について、動向編の調査市町村以外の調査市において調査を実施し、動向編で調査を実施している 167 市町村の価格と併せて集計し、都道府県別の消費者物価地域差指数[※]等を作成・公表する

※消費者物価地域差指数は、各地域の物価水準を全国の物価水準を 100 とした指数値で示したもの

3. 調査地域

動向編（167 市町村）以外の 88 市（別紙 1 参照）

動向編の調査地域と合わせて、各都道府県の人口の 50% をカバーすることを目標に、県内経済圏等を考慮して選定

4. 調査対象

約 500 店舗

品目ごとに販売数量又は従業者規模等の大きい代表的な店舗を選定

5. 調査事項

小売価格（56 品目：別紙 2 参照）

6. 調査時期

奇数月（1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月）

7. 公表

原則、調査年の翌年の 6 月（構造編 3 種類の調査同時公表）

8. 結果の活用

- ・ 地方公共団体における当該地域の物価分析・政策立案の基礎資料
- ・ 自治体職員の給与改定に係る検討の基礎資料
- ・ 社会保障や物流など地域別の状況を踏まえた行政政策の企画立案を検討する基礎資料

『店舗形態別価格調査』の概要

1. 目的

スーパーや一般小売店など店舗形態別の価格を捉える

2. 作成内容

店舗形態別の価格差を把握するため、道府県庁所在市において、スーパー以外（一般小売店など）での調査が可能な9品目の価格を調査し、動向編で調査を実施している都道府県庁所在市の価格と併せて集計し、品目ごとの店舗形態別年平均価格を作成・公表する。

3. 調査地域

道府県庁所在市（東京都区部を除く）の46市

効率的に店舗形態別価格を把握するため、価格調査の中心であり、動向編で調査を実施している県庁所在市としている。
ただし、東京都区部は様々な店舗形態のデータが得られており、そのデータを活用することが可能なため、対象外としている。

4. 調査対象

約1,000店舗（動向編で調査していない形態の店舗を選定）

5. 調査事項

小売価格（9品目：別紙2参照）

6. 調査時期

偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）

7. 公表

原則、調査年の翌年の6月（構造編3種類の調査同時公表）

8. 結果の活用

- ・ 店舗形態（スーパーや一般小売店など）ごとの小売価格の違いを比較分析するための資料
- ・ 動向編の店舗選定の妥当性の検証

一部の地域における価格の動きが他の地域と異なっている場合、店舗形態別に捉えた価格と比較し、スーパーの動きに近似しているのか、一般小売店に近似しているのか等を分析し、仮に一般小売店に近似していれば、当該地域の代表的な店舗が一般小売店であるか再確認を行うなど、店舗選定の妥当性の検証に利用。

『銘柄別価格調査』の概要

1. 目的

動向編で調査していない銘柄の価格を捉えることを目的とした調査

※商品及びサービスについての名称又は種類を「品目」といい、その品目について実際に調査を行う商品及びサービスの属性などを「銘柄」という。

2. 作成内容

銘柄別の価格差を把握するため、東京都区部において、今後、動向編で調査銘柄となりそうな銘柄が存在する9品目の価格について調査し、銘柄別年平均価格を作成・公表する。

3. 調査地域

東京都区部

消費・流通の変化に最も敏感である東京都区部を選定

4. 調査対象

約15店舗

動向編で該当品目を調査している店舗

5. 調査事項

小売価格（9品目：別紙2参照）

6. 調査時期

偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）

7. 公表

原則、調査年の翌年の6月（構造編3種類の調査同時公表）

8. 結果の活用

「動向編」の調査対象銘柄の検討用資料

小売物価統計調査（動向編）では、代表性、市場性、継続性、実地調査の容易性といった4つの設定基準に照らして調査銘柄を規定しているが、例えば、今後、銘柄選定（改正）を行う可能性のある品目について、構造編で事前に調査することで、予め動向編の調査対象候補となる銘柄や改正前の銘柄の値動きの特徴を分析することが可能であり、動向編における銘柄選定の検討において活用している。

小売物価統計調査 調査市町村一覧

都道府県名	動向編							構造編			
	札幌市	函館市	旭川市	室蘭市	岩見沢市	美瑛市	名寄市	北見市			
北海道	札幌市	函館市	旭川市	室蘭市	岩見沢市	美瑛市	名寄市	北見市			
青森県	青森市	三沢市	むつ市					弘前市	八戸市		
岩手県	盛岡市	二戸市	奥州市					花巻市	一関市		
宮城県	仙台市	石巻市	利府町					大崎市			
秋田県	秋田市	湯沢市						横手市	大館市		
山形県	山形市	鶴岡市	庄内町					米沢市	新庄市	天童市	
福島県	福島市	郡山市	川俣町					いわき市			
茨城県	水戸市	日立市	つくばみらい市					土浦市	古河市	取手市	つくば市
栃木県	宇都宮市	足利市	上三川町					ひたちなか市	筑西市	神栖市	
群馬県	前橋市	安中市	草津町					小山市	大田原市	那須塩原市	
埼玉県	さいたま市	熊谷市	川口市	所沢市	本庄市	朝霞市		高崎市	伊勢崎市	太田市	
千葉県	千葉市	木更津市	茂原市	佐倉市	浦安市			市川市	春日部市	草加市	越谷市
東京都	東京都区部	八王子市	立川市	府中市	小金井市			あきる野市			
神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	伊勢原市	海老名市	湯河原町	藤沢市			
新潟県	新潟市	長岡市	小千谷市	糸魚川市				上越市			
富山県	富山市	射水市						砺波市			
石川県	金沢市	加賀市	穴水町					七尾市			
福井県	福井市	敦賀市						越前市			
山梨県	甲府市	市川三郷町						富士吉田市	南アルプス市	甲斐市	笛吹市
長野県	長野市	松本市	小諸市	伊那市				上田市	飯田市	佐久市	
岐阜県	岐阜市	関市	美濃市	笠松町				大垣市	高山市	多治見市	各務原市
静岡県	静岡市	浜松市	富士市	小山町				磐田市			
愛知県	名古屋市	豊橋市	刈谷市	蒲郡市	美浜町			岡崎市	一宮市	豊田市	
三重県	津市	松阪市	桑名市					四日市市	伊勢市	尾鷲市	伊賀市
滋賀県	大津市	彦根市						長浜市	草津市		
京都府	京都市	舞鶴市	京田辺市					亀岡市			
大阪府	大阪市	堺市	枚方市	富田林市	箕面市	東大阪市		豊中市			
兵庫県	神戸市	姫路市	西宮市	伊丹市	小野市	佐用町		豊岡市			
奈良県	奈良市	田原本町						橿原市	桜井市	五條市	生駒市
和歌山県	和歌山市	橋本市	那智勝浦町					田辺市			
鳥取県	鳥取市	岩美町						米子市			
島根県	松江市	大田市						出雲市			
岡山県	岡山市	津山市	井原市					倉敷市			
広島県	広島市	三原市	福山市					三次市			
山口県	宇部市	山口市	山陽小野田市	田布施町				下関市			
徳島県	徳島市	三好市						鳴門市	阿南市		
香川県	高松市	丸亀市	善通寺市					さぬき市			
愛媛県	松山市	今治市						新居浜市			
高知県	高知市	四万十町						四万十市			
福岡県	北九州市	福岡市	柳川市	筑紫野市	大野城市	岡垣町		飯塚市			
佐賀県	佐賀市	唐津市						鳥栖市			
長崎県	長崎市	佐世保市	平戸市					諫早市	五島市		
熊本県	熊本市	八代市	人吉市					玉名市			
大分県	大分市	日田市	国東市					佐伯市			
宮崎県	宮崎市	延岡市	高原町					都城市			
鹿児島県	鹿児島市	出水市	肝付町					鹿屋市	霧島市		
沖縄県	那覇市	石垣市	名護市	沖縄市	宮古島市	本部町	与那原町	うるま市			
合計	167	市町村					88	市			

小売物価統計調査(構造編) 調査品目一覧

【地域別価格差調査】

費目	中分類	調査品目	費目	中分類	調査品目	
食料	穀類	うるち米	菓子類	ビスケット		
		食パン		キャンデー		
		あんパン		せんべい		
		カレーパン		チョコレート		
		干しうどん		アイスクリーム		
		カップ麺		ポテトチップス		
		魚介類		たらこ	調理食品	おにぎり
				揚げかまぼこ		サラダ
	ちくわ			コロッケ		
	かまぼこ			飲料	インスタントコーヒー	
	肉類	牛肉			酒類	清酒
		豚肉		焼酎		
		鶏肉	ビール			
		ハム	発泡酒			
		ソーセージ	ビール風アルコール飲料			
	乳卵類	牛乳	家具・家事用品	家事用消耗品		
		ヨーグルト		ラップ		
		鶏卵		ティッシュペーパー		
	野菜・海藻	干しのり		トイレットペーパー		
		こんぶ		台所用洗剤		
		納豆		洗濯用洗剤		
		こんにゃく		諸雑費	理美容用品	
		梅干し			化粧石けん	
		こんぶつくだ煮			歯磨き	
	油脂・調味料	食用油			ヘアコンディショナー	
		しょう油	ボディソープ			
		みそ	整髪料			
		砂糖	化粧水(カウンセリングを除く。)			
		マヨネーズ				

【店舗形態別価格調査】

費目	中分類	調査品目	
食料	穀類	うるち米	
		肉類	豚肉
	調理食品	コロッケ	
		酒類	ビール
	家具・家事用品	家事用消耗品	ティッシュペーパー
		洗濯用洗剤	
		保健医療	医薬品
	保健医療用品・器具		紙おむつ
	諸雑費	理美容用品	シャンプー

【銘柄別価格調査】

費目	中分類	調査品目
食料	穀類	中華麺
		乳卵類
	家具・家事用品	家庭用耐久財
家事用消耗品		洗濯用洗剤
被服及び履物		他の被服
	婦人用ソックス	
	教養娯楽	教養娯楽用耐久財
携帯型オーディオプレーヤー		
教養娯楽用品		家庭用ゲーム機

小売物価統計調査の概要

調査の目的

国民の消費生活上重要な品目の小売価格、サービス料金及び家賃を全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査し、消費者物価指数(CPI)その他物価の動向及び構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査地域

都道府県庁所在市、政令指定都市を含む255市町村
 [動向編] 167市町村
 [構造編] 135市 (都道府県庁所在市は動向編と同一)

調査対象

(店舗価格報告者) (家賃報告者) (宿泊料報告者)
 [動向編] 約 27,000店舗 約 28,000世帯 約 320施設
 [構造編] 約 1,600店舗

報告事項

[動向編] ① 主要品目の小売価格又はサービスの料金(約 530品目)
 ② 民営借家の家賃
 [構造編] 主要品目の小売価格又はサービスの料金
 (動向編の調査品目のうち約 60品目)

期日

毎月の総務大臣が定める期日
 (12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 等)

調査系統

- 総務省—都道府県—統計調査員—報告者
 ※統計調査員は、調査員端末により電子情報を報告
 (総務省、都道府県の調査品目以外の品目・銘柄)
- 総務省—都道府県—報告者
 (都道府県又は市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目・銘柄)
- 総務省—報告者
 (全国又は地方的に価格・料金が均一な品目・銘柄)

結果の公表

調査結果を総務省のホームページ等で公表

- [動向編] 東京都区部及び全国 : 調査月の末日まで
 他の都市 : 調査月の翌月末日まで
 年平均 : 翌年4月末日まで
 ※消費者物価指数(CPI)
 東京都区部 : 調査月の末日まで
 全国及び他の都市 : 調査月の翌月末日まで
 [構造編] 年平均 : 原則として翌年6月まで

結果の利用

消費者物価指数その他物価に関する資料を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料を提供

平成 28 年 8 月 2 日
総務省統計局

小売物価統計調査の変更に関する審査メモで 示された確認事項等に対する回答

1 今回の変更について

(1) 選定基準の説明部分の追記

① 今回予定されている追記の必要性は何か。追記を行うことによる効果は何か。

(回答)

答申での課題の趣旨に沿い、調査品目の見直しにかかる作業を実施したところ、その過程において、選定基準における説明部分の内容をより詳細にしておくことが望ましいと考えられる箇所が認められ、選定にかかる作業手順、考え方等について、より実態に即した形で説明文を記載し、内容について一層の具体化・充実化を図る観点から、今回の追記に至っている。なお、品目選定の作業手順は別紙のとおりとなっている。

選定基準の説明部分にかかる追記箇所は全部で 3 つ。

一つ目は、構造編の品目選定の共通基準の (iv) の説明部分であり、「また、品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した上で、調査目的を効率的に達成できるような品目を選定する。」を追記する。これは、品目変更により、従来調査している店舗やその周辺の地域では変更後の品目の販売が見込めず、遠方まで出向き、新規店舗を探す必要があるなど、調査員の事務負担が著しく増加するような品目を除外し、また、限られた統計リソースを利用して調査目的を達成するために調査品目を厳選することを表している。

二つ目は、地域別価格調査の個別基準の (vi) の説明部分の追記であり、「～価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる品目を除いた上で～」という記述を追記する。これは、出回り状況の確認や、都道府県からのヒヤリングなどにより、全国的あるいは同一地域内においても同品質の商品の出回りが少なく、価格差の要因が品質の差に起因するところが大きいと見込まれる品目については、地域ごとの価格水準を比較するという意図に照らし、それらの品目は除外した上で調査品目を厳選することを表している。

三つ目は、店舗形態別価格調査の個別基準の (vii) の説明部分の追記である。同調査では、店舗形態別の価格の違いをみることを目的としており、「スーパーとそれ以外の店舗の形態（一般小売店（※）、量販専門店（ドラッグストア含む）等）で価格の比較が可能な品目を選定する」という記述を追記している。

※本調査における一般小売店は、例えば、米穀店、酒飯店のように特定の商品

を販売する店舗が該当する。

“価格の比較が可能”とは、比較対象とする各店舗形態について、該当の形態の店舗が調査市（県庁所在市）に存在し、比較に値するに十分な数の価格収集が見込まれることを意味している。

さらに、説明部分で、「中分類ごとに、動向編の結果等で店舗形態間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する」としている。これは、中分類ごとに選定を行わない場合、調理食品や酒類の品目が多く選定され、調査品目に偏りが生じてしまうため、様々な品目分類の結果を利用者に提供することが有益・重要であるとの認識に基づき、中分類ごとに品目選定することを示している。

表1 選定基準の説明の追記箇所

区分	基準	説明部分	
		現行	修正案
共通基準	(iv) 継続的に円滑な価格収集が可能な品目	(iv) の説明 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。	(iv) の説明 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。 <u>また、品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した上で、調査目的を効率的に達成できるよう品目を選定する。</u>
個別基準	地域別価格差調査	(vi) の説明 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	(vi) の説明 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、 <u>価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる品目を除いた上で、</u> 価格差が大きい順に品目を選定する。
	店舗形態別価格調査	(vii) の説明 動向編の結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	(vii) の説明 <u>・スーパーとそれ以外の店舗形態（一般小売店、量販専門店（ドラッグストア含む）等）で価格比較が可能な品目を選定する。</u> <u>・中分類ごとに、</u> 動向編の結果等で店舗形態間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

今回、昨年度の審議において既に了承されていた選定基準について、実際の選定作業との整合を詳細なレベルまで図るべく、説明部分の追記を行うこととした。これにより、将来の統計局における品目選定作業の確実な継承が可能となる上、調査品目の選定作業が基準に沿っていることがより明確となる。

② 今回示されている部分以外に、追記が必要な部分はないか。

(回答)

実際の選定手順と照らし合わせた上で記載内容の追加をしたため、今回の追記により、実態に即した選定が可能となっており、該当部分以外には追記が必要な箇所はないと認識している。

(2) 選定基準に基づいた調査品目の選定

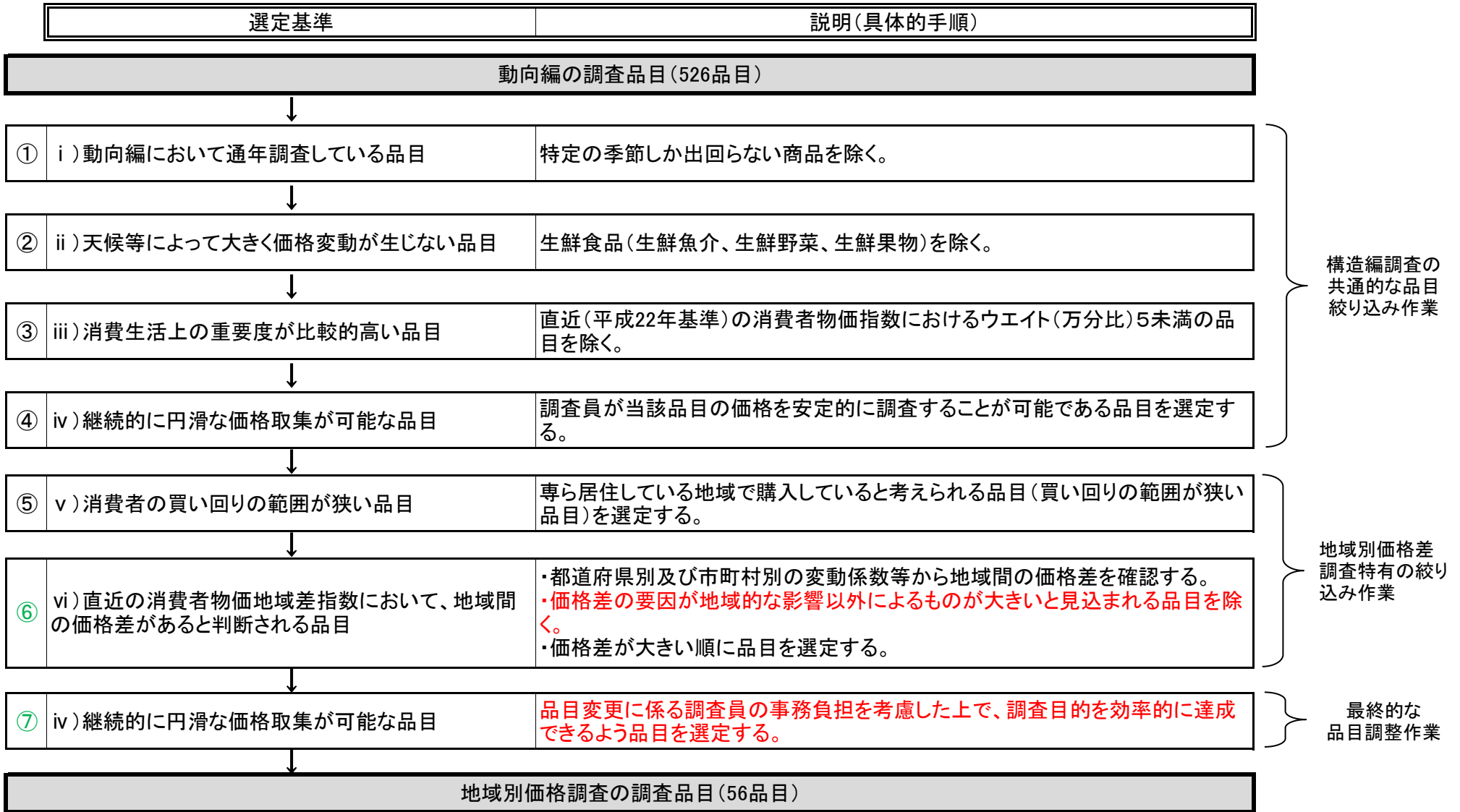
○ 変更後の選定基準との整合性は図られているのか。

(回答)

- ・ 地域別価格差調査は、地域差指数の効率的な作成のため、選定基準に沿って品目の絞り込みを行った後に、「個別基準vi) 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目」に従い、価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる品目等を除いた上で、変動係数の大きい順に品目を選定している。また、現行調査品目のうち、「個別基準v) 消費者の買い回りの範囲が狭い品目」を満たさないものを廃止としている。
- ・ 店舗形態別価格調査では、例えば「ビール」は、共通基準に沿って品目の絞り込みを行った後に、「個別基準vii) 中分類ごとに、動向編の結果等で店舗形態間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。」に従い、中分類ごとに価格差の大きい順に並べ、最も価格差のあるものが「清酒」となったため、酒類では、調査品目として優先度が高い「清酒」を採用し、「ビール」を廃止としている。
- ・ 銘柄別価格調査では、追加品目は、「個別基準viii) 今後、動向編の調査品目における調査銘柄に変更が生じる可能性があると考えられる品目」に該当する品目となったため追加とし、また、廃止品目は、「共通基準iv) 継続的に円滑な価格取集が可能な品目」や「個別基準viii) 今後、動向編の調査品目における調査銘柄に変更が生じる可能性があると考えられる品目」に該当しないものとして廃止としている。

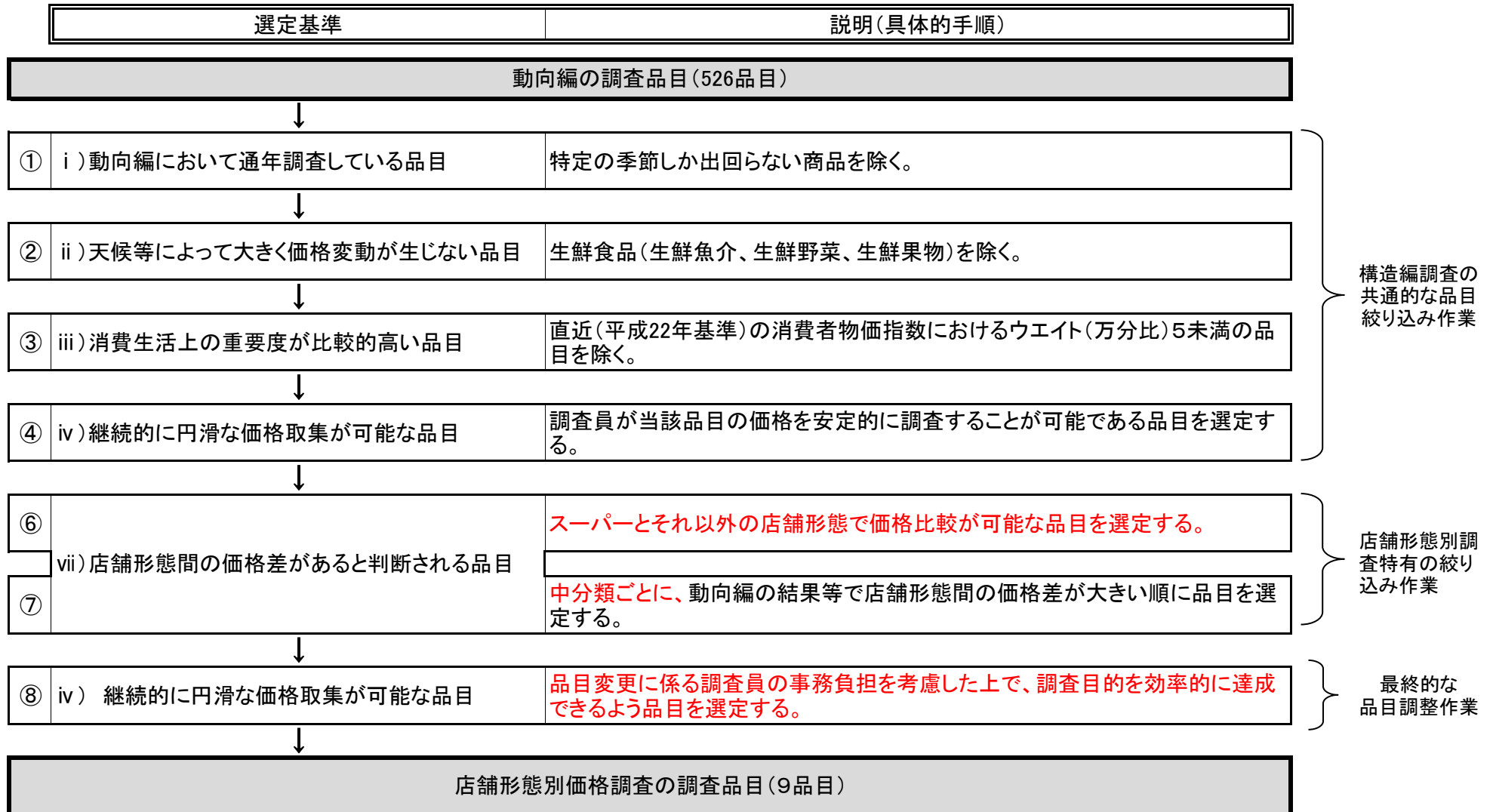
以 上

地域別価格差調査の品目選定過程



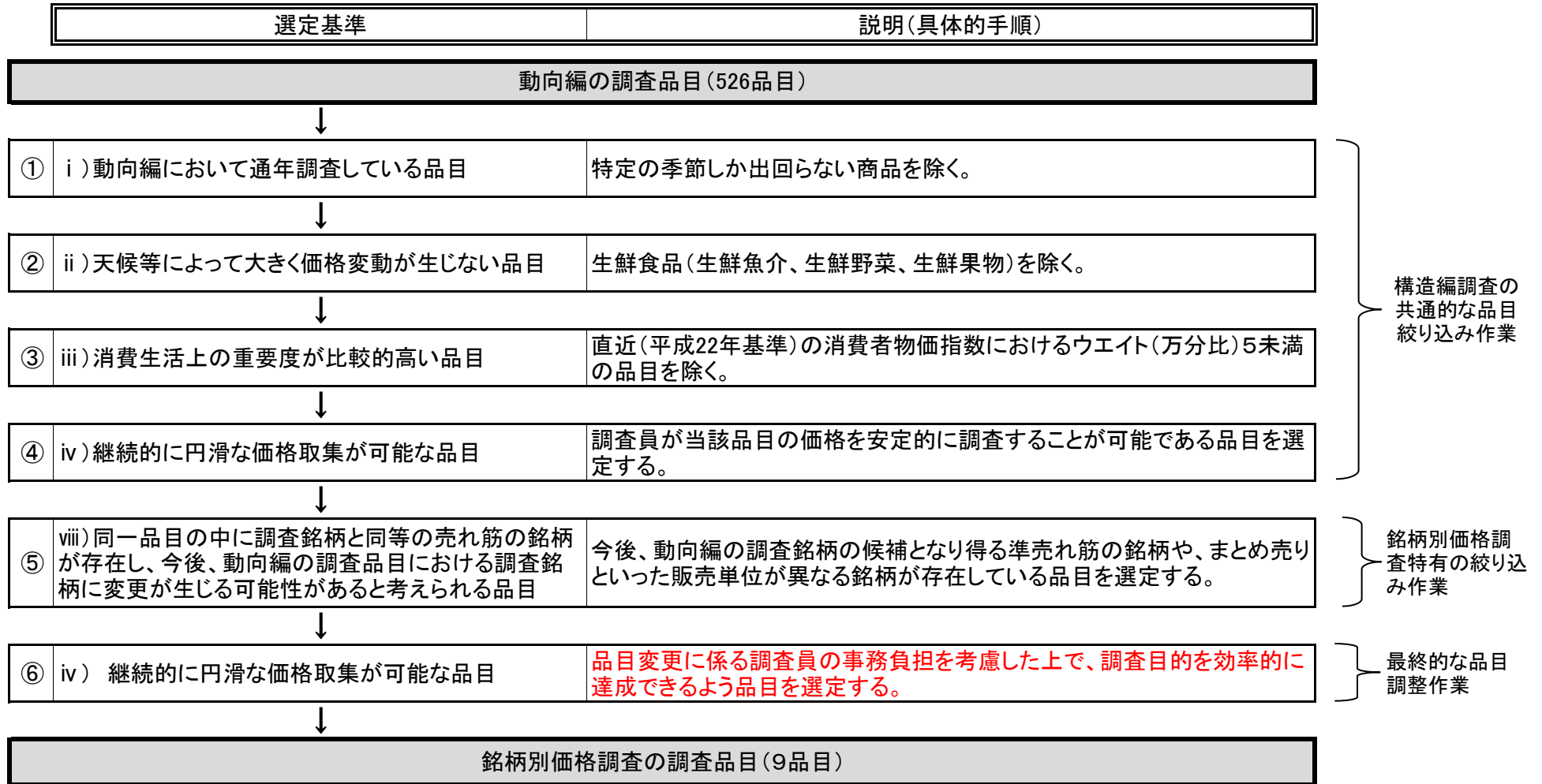
(注) 説明(具体的手順)のうち、黒字部分は既存の選定基準に明記されているもので、赤字部分は今回追記を行いたいとしているもの。

店舗形態別価格差調査の品目選定過程



(注) 説明(具体的手順)のうち、黒字部分は既存の選定基準に明記されているもので、赤字部分は今回追記を行いたいとしているもの。

銘柄別価格調査の品目選定過程



(注) 説明(具体的手順)のうち、黒字部分は既存の選定基準に明記されているもので、赤字部分は今回追記を行いたいとしているもの。

小売物価統計調査・CPIの課題の対応状況

◎【諮問第 80 号の答申(府統委第 83 号平成 27 年 9 月 17 日)における課題】

(1) 選定基準の運用

調査品目については、動向編及び構造編それぞれの選定基準に沿って適時・適切に選定すること。

動向編の調査品目については今回変更しないが、次回の基準改定における見直しなどにおいては、選定基準に沿って適時・適切に調査品目を選定することとする。

構造編については、昨年度了承された選定基準に沿って品目の見直しを行い、今後、調査すべき品目を選定した。今回、選定した品目について、平成 29 年 1 月の調査開始を目指し、調査計画変更の申請をしたところ。今後も、適時・適切に調査品目を選定する予定。

(2) 名簿情報を活用した集計の充実

本調査の調査対象名簿(価格報告者台帳)には、経営組織や売場面積等の情報が含まれていることから、その整備を図った上で、名簿情報を活用した集計の充実について検討を行う必要がある。

名簿情報を活用した集計については、現在過去のデータを用いて試行的に集計を行い、当該集計表の有用性等について有識者と相談しながら検証を行っているところである。今後も引き続き検証を行っていくこととする。

(3) 特売価格の実施状況の把握

特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討を行う必要がある。

従来全国物価統計調査で把握していた特売価格については、POSデータを利用した特売価格に関する先行研究について調査を継続しつつ、食料品の一部の商品についてPOSデータを購入し、値下がり時における消費者の購買行動の変化についてケーススタディ的に見ているところ。今後も、引き続き先行研究等を踏まえつつ、POSデータを利用した特売価格の把握の可能性について検討していく予定。

◎【部会長メモ(※)における課題】

(※「小売物価統計調査に係る部会審議結果について一更なる改善に向けたロードマップ」)

○ まずは、平成 28 年 8 月に予定されている CPI の基準改定について、その対応を着実に進めること。

○ 「消費税抜き CPI の作成及び公表について」は、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること。

「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、平成 29 年度の可能な限り早期に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めること。

これらの検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ること。

1 CPI に関しては、前回委員会で御審議いただいた後、2015 年ウエイトの作成、モデル式の改定、新規公表系列の作成準備等、今月 26 日に実施する基準改定への対応を着実に進めてきた。この作業の中には、膨大な各種統計情報や個別企業からの各種情報収集とこの中に含まれる異常値の確認、計算式の精査、集計結果の審査等の作業が含まれる。この結果、先月 8 日にウエイトなど 2015 年基準 CPI の作成方法に関する情報を公表し、今月 12 日に平成 28 年 6 月分までの遡及結果及び接続指数を公表する予定としている。これまで物価統計室では、基準改定への対応にほぼすべてのリソースを投入してきており、万全の態勢で改定結果の公表に臨む所存である。

2 「消費税抜き CPI の作成及び公表について」は、部会長メモ及び同メモ参考 1 に従い、次回の消費税率改定の実施時から、消費税率の改定に併せて実施することとされたところ、これに従い、今後、対応を進める所存。

ただし、次回の消費税率改定の実施時期が延期されたことに伴い、次回の消費税率改定を反映した消費税抜き CPI の作成及び公表についても、これに合わせた時期となる予定である。

なお、CPI は主に「前年同月比」が利用されていることから、消費税抜き CPI は消費税率改定後の約 1 年間の「前年同月比」にニーズがあると考えられる。他方、指数値については、前回の消費税率改定後に今回の基準改定があるため、今回の基準改定から次回の消費税率改定が行われるまでの間は、消費税込みと消費税抜きの指数値は同じである。(次頁参照)

(税抜きと税込みの指数値について)

	(基準年)	(比較年)
品目 A の税抜き価格	100 円	200 円
品目 A の税抜きの指数値		$\frac{200}{100} \times 100 = 200$

	(基準年)	(比較年)
品目 A の税込み価格	100 円 \times 8% = 108 円	200 円 \times 8% = 216 円
品目 A の税込みの指数値		$\frac{200 \times 8\%}{100 \times 8\%} \times 100 = 200$

※品目の指数値は全て同様で、ウエイトは家計調査（税込みの支出金額の集計）の結果を用いることとしていることから、総合指数等も消費税込みと消費税抜きの指数値は同じである。

また、消費税抜きCPIは、次回の消費税率改定への対応とともに、遡及計算も併せて実施することとなっている。過去の消費税抜きCPIは、政府では内閣府の試算値がすでに用いられており、日本銀行の試算値も一般に広く用いられているが、次回の消費税率改定の際には統計局が消費税抜きCPIを作成・公表することになる。次回の消費税率改定時に公表する消費税抜きCPIと併せて遡及計算結果が利用されることの適時性、適切性及び有用性の確保に鑑みれば、時系列の統計を整合的に整備する観点からも、次回の消費税率改定への対応と内容的に整合性のある遡及計算を行う必要があると考えられる。遡及計算では、こうした内容的整合性に係る技術的な検討が必要となることに加え、すでに公表されている内閣府の試算値及び日本銀行の試算値との混乱が生じないように、関係機関と十分な調整を行いつつ、慎重に対応を進めてまいりたい。

併せて消費税抜きCPIの加工上の制約から生じる利用上の留意については、次回消費税率改定の内容に基づき、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図るよう努めてまいりたい。

- 3 「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、部会長メモ及び同メモ参考2に従い、今後、対応を進める所存。CPIの基準改定の完了後、本件の取組を着実に進めてまいりたい。

小売物価統計調査に係る部会審議結果について －更なる改善に向けたロードマップ－

サービス統計・企業統計部会において審議した小売物価統計調査は、平成25年1月に、従前行われてきた毎月の調査を「動向編」、5年周期で行われてきた全国物価統計調査を隔月調査の「構造編」として再編するなどの体系的な見直しが行われ、その後、約2年が経過しています。さらに、本調査の結果は、経済財政運営の判断材料にとどまらず、国民生活にも大きな影響を及ぼす極めて重要な統計であり、その改良に不断の努力が求められています。

このため、今回の部会審議では、諮問事項の一環として調査品目の選定基準について、その解釈運用も含めた詳細な資料を調査実施者から初めて示して頂き、その精査を通じて、本調査の更なる充実を目指した評価・検討を行いました。また、第88回統計委員会（平成27年6月25日開催）において示された本調査の集計事項の一つである消費者物価指数（以下「CPI」といいます。）の改良に関する意見（「消費税抜きCPIの作成及び公表について」及び「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」）についても、調査実施者や審議協力者の協力を得て、統計技術的・中立的な観点から真摯に議論を重ね、今後の取組の方向性についての共通認識を得るなど、画期的かつ重要な意義を持った審議でありました。

この審議の中で示された調査実施者の取組状況や方針（参考1及び2参照）については、高く評価するところですが、本調査の重要性に鑑み、今回の答申案において指摘した事項に加え、共通認識が得られた次のような点についても、拙速な対応を避けつつも、前向きかつ着実に取り組む必要があると考えます。

- まずは、平成28年8月に予定されているCPIの基準改定について、その対応を着実に進めること。
- 「消費税抜きCPIの作成及び公表について」は、平成29年4月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること。
「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、平成29年度の可能な限り早期に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めること。

これらの検討に際しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ること。

なお、今回の部会審議に関連して、住宅に関する統計の体系的整備についても、重要な課題であるとの指摘がありました。

また、平成24年の答申において「今後の課題」とされた小売物価統計調査とCPIとの関係については、今回の部会審議において一定の結論を得ましたが、公的統計の体系的整備という観点から新たなデータの利用などCPIの作成方法の見直し状況を踏まえ、今後も必要に応じて議論していくことが必要と考えます。

以上、報告します。

平成27年9月17日

廣松 毅

消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表への対応について

消費税抜きCPIの作成・公表については、以下のとおり、対応することとし、次回の消費税率改定の直接的な影響を除いた消費者物価の基調的な動きの分析に広く資するものとした。

1 消費税抜きCPIの作成方法について

- 消費税抜きCPIの作成は、原則として、CPIの品目ごとに、消費税法上の課税／非課税の扱いを考慮の上、課税扱いとする品目について税率分を機械的に控除する方法により行う。
- 消費者物価指数における消費税抜きCPIにおけるウェイトについては、EurostatのHICP-C Tや日本銀行のCGPI（企業物価指数）及びSPP I（企業向けサービス価格指数）などにおいて、税込みの額から作成したウェイトをそのまま税抜き指数のウェイトに用いられていることを踏まえ、家計調査（税込みの支出金額を集計）の結果をウェイトにそのまま用いることとした。

2 実施時期等について

- 消費者物価指数における消費税抜きCPIの作成・公表は、次回の消費税率改定の実施時（現時点では2017年4月予定）からとした。
- なお、上記1のとおり、消費税抜きCPIは簡易な方法により作成することから、消費者物価指数における参考値として公表することとした。

3 遡及計算について

- 消費税抜きCPIの遡及計算については、消費税率が5%に改定された1997年4月時までにについては可能である。ただし、少なくとも1989年4月の消費税導入時については、消費税導入以前には様々な品目に物品税が課されており、これらを考慮した指数の推計が困難であること、また、物品税を考慮せずに消費税のみを考慮して消費税導入前後の指数を推計し比較することは、結果利用上誤解を生じるおそれもあることなどから、困難であると考え。
- 消費税抜きCPIの遡及計算の公表の範囲等については、各方面のニーズを踏まえながら、判断してまいりたい。

4 利用上の留意点の公表について

- 消費税抜きCPIの作成は、原則として、課税／非課税の品目を考慮の上、課税品目について税率分を機械的に控除する方法により行うことから、どのような部分について加工度が高いかという点について、日本銀行や内閣府とも十分に調整しつつ、必要な情報の事前の早期公表を行うこととした。
なお、現時点で想定される利用上の留意点は、以下のとおりである。

(1) 納税義務免除事業者の扱い

- 小規模事業者については納税義務が免除される（消費税法第9条）が、CPIの品目のうち、「車

庫借料」「駐車料金」のほか、外食や理美容サービスのうち個人事業者が多い品目では、調査対象に小規模事業者が多く含まれる。

本来は、小規模事業者の調査価格に消費税率改定の影響はないとみなす必要があるところ、今回、一律に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

(2) 課税の範囲・他の間接税との関係

- 「外国パック旅行」については価格の大部分が国外役務の提供にあたり、課税対象外である（消費税法第4条）が、課税対象である国内空港諸費用なども含まれると考えられることから、消費税率改定の影響があるとみなすべきである。

今回、「外国パック旅行」について、一律に消費税率改定の影響がないとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を上回るものと想定される。

- 「自動車」「ゴルフプレー料金」「宿泊料」「入浴料」の価格には、消費税が課税されない他の間接税（自動車取得税、ゴルフ場利用税、入湯税）が含まれることから、本来はこれらの間接税を除いた上で、消費税分の控除を行う必要がある。

今回、これらの品目について、他の間接税を含めた価格に一律に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

- 「診療代」「介護料」などでは、消費税法第6条で非課税品目とされているものの、2014年4月の消費税率改定時には、医療機関等が仕入れに際して支払う消費税に応じた診療報酬等の上乗せ措置がとられ、利用者の価格に転嫁されていることから、消費税率改定の影響があるとみなすべきとの議論もあり得る。

今回、これらの品目について、一律に消費税率改定の影響がないとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を上回るものと想定される。

(3) 経過措置の扱い

- 公営地下鉄などでは、税率改定分の価格への転嫁が半年程度遅れる場合があることから、本来は、実際に価格改定がされた後について消費税率改定の影響があるとみなすべきである。

今回、税率改定時の価格転嫁のタイミングについて、法で定められている経過措置^{*}以外はすべて税率改定と同時に消費税率改定の影響があるとみなして集計した場合、税率上昇時の消費税抜きCPIは本来の値を下回るものと想定される。

^{*}社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則に定められる経過措置。2014年4月では電気代の4月分などが該当した。

小売物価統計調査及び消費者物価指数における家賃調査の現状及び今後の取組方針について

1 家賃調査の現状について

(1) 調査対象の抽出方法

a) 調査市町村の抽出

小売物価統計調査における家賃調査の調査市町村は、都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市及び北九州市を調査市とするほか、それ以外の全国の市町村を人口規模、地理的位置、産業的特色等を基に層化し、各層からひとつずつ抽出している。(調査市町村は全国で167市町村である。)

b) 調査区の抽出

上記 a) の各調査市町村において、国勢調査調査区を抽出単位とし、家賃調査地区を確率比例抽出法により所定数抽出している。(家賃調査地区は全国で約1,200地区である。)

c) 調査世帯の抽出、追加及び除外

上記 b) の各家賃調査地区においては、各地区内に居住するすべての民営借家世帯を調査世帯として選定している。(家賃調査民営借家世帯は全国で約28,000世帯である。)

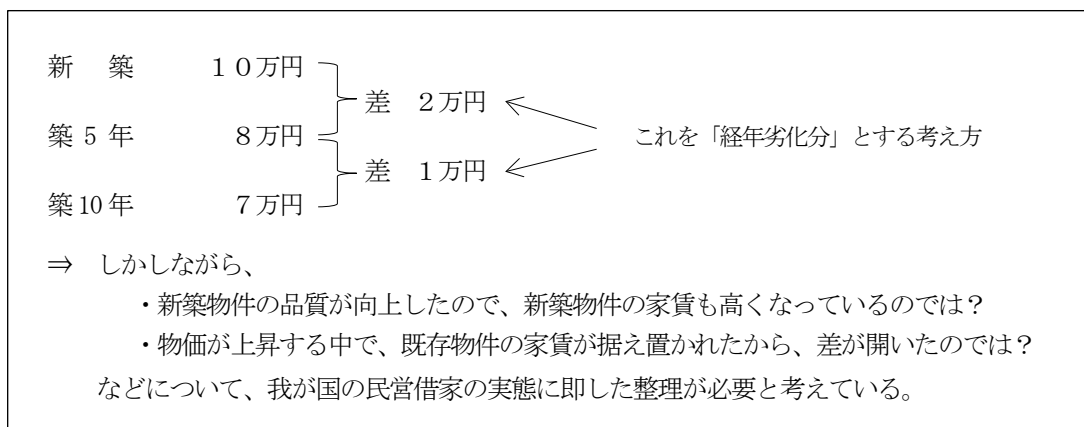
ただし、調査地区内における新築の借家や改修された後の借家については、入居後に調査対象に追加する一方、借家の取り壊しや老朽化などにより世帯が退去した場合には、調査対象から除外している。

このように調査対象の見直しを随時行うことにより、計測すべき家賃の平均的な物価変動の把握に努めている。

2 現状の認識と対応状況について

- 経年劣化と品質調整については、かねてからCPIにおいて課題が指摘されており、当局としても現行の算定方法の改善について検討すべきものと認識し、前回の部会でご報告したとおり、研究分析などの取組を進めている。
- この取組の中では、実査の面で、立地、築年数、構造、階、耐震、改修の状況等の様々な要素について、全国で安定的に正確なデータが継続的に把握できるかどうか、実査上の負担がどれくらい増すのかという課題のほか、収集した情報が安定的な状況を示すのかも不明確な状況を確認している。
- また、CPIは、特に東京都区部では調査月内の公表が求められており、厳しいスケジュールの中で、調査員が安定的に調査を行い、結果を公表していく必要があることにも留意が必要である。
- なお、当局において外部有識者を交えて議論した物価指数研究会においても、「家賃について回帰分析をする際には、地域性に注意が必要。」「建築時期別の家賃水準の差は、建築基準の変更や経済状況の違いなどの要因もあり、こうした要素の分解は困難を伴うのではないかと」、「経年劣化についてはパネルデータによる検証可能性も検討すべき。」といった指摘や「家賃の品質調整は難しい問題であるので、性急に結論を出さずに、分析を蓄積した上で判断するのが妥当。」といった意見もあった。

- さらに、今年5月に開催したCPIに関する国際グループ会合において発表した、住宅・土地統計調査の個票データを用いた研究分析の経過報告では、借家住宅の諸特性と家賃価格の相関を考慮した家賃関数の推計等を行ったが、ある一時点において推計された家賃関数から得られる建築時期別の家賃水準の差には、経年劣化のほかに品質向上や物価変動等様々な要素が含まれていると考えられたことから、経年劣化分の解析を更に進めるには、同一の住宅をパネルデータとして追跡する等、データの解析に必要な補完的な情報を広く集めていくことが必要と考えられ、経年劣化分の解析に引き続き取り組んでいくこととしている。
- ちなみにアメリカのCPI等では同一時点における建築時期別の家賃水準の差を概ね経年劣化分と仮定されていると理解しているが、この仮定が我が国の民営借家の実態にどの程度適合したのかどうか等について、整理していくことも必要と考えている。(下図参照)



3 今後の取組方針

- 統計局としては、今後ともよりよい統計の安定的な作成・公表に取り組んでいく所存であり、本件の研究分析の成果を着実に挙げていきたいと考えている。
- 一方で、実際に研究分析の成果をCPIに反映させるためには、「検討→データ整備→試算→評価→再検討」という手順を踏むことを考えると相応の時間が必要とも考えている。
- また、2016年8月予定の新基準の公表開始、2017年4月予定の消費税率改定における税抜き指数の新たな公表等を控えており、それらへの対応の準備及び調整のために作業負担がかなり増大する見込みである。これと並行して本件の研究分析も進め、同じタイミングで対応する等の早急な対応は困難であることをご理解いただきたい。
- したがって、経年劣化の品質調整に関する課題への対応については、2017年4月予定の消費税率改定における税抜き指数の新たな公表等を終えた後の2017年度中に、試算した結果等の研究成果を速やかに公表し、その後の対応を進める方向で、引き続き検討を加速してまいりたい。また、検討の途中経過についても積極的に公開してまいりたい。